

山口県報

平成24年
1月13日
(金曜日)

目次

告示

- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(三件)(厚政課).....一
- 山口県卸売市場条例第三十五条第二号の規定による業務の廃止の届出(流通企画室)
(森林整備課).....二
- 保安林の指定実施要件を変更する予定である旨の通知の内容の要旨及び揭示場所
(森林整備課).....三
- 萩都市計画下水道事業の事業計画の変更認可(都市計画課).....三
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....三
- 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定(障害者支援課).....四
- 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害者支援施設の指定(障害者支援課).....六
- 障害者自立支援法の規定に基づく指定相談支援事業者の指定(障害者支援課).....六
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....七
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....七

山口県告示第九号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。



平成二十四年一月十三日

名 医	療 称	機 所	機 在	機 地	機 関	機 日
三戸医院		周南市秋月二丁目一番一〇号			山口県知事	平成一九、一二、三一
原田薬局		山口市徳地堀一六九六			山口県知事	平成二三、一一、五

山口県告示第十号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

名 医	療 称	機 所	機 在	機 地	機 関	機 日
村田デンタルクリニック		宇部市大字東須恵一〇二の一			山口県知事	平成二三、一二、一

山口県告示第十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

氏名	施 術 者 の 氏 名	施 術 所 在 地	機 関	機 日
兼田 稔久	周東中央整骨院	岩国市周東町下久原四三六	山口県知事	平成二三、七、一九
濱谷 紗希	森原整骨院	山陽小野田市大字鴨庄二三五	山口県知事	二井 関 成

山口県告示第十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関成

居宅介護事業者 氏名又は 住所又は 主たる事務 所の所在地	居宅介護事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
サンキ・ウエル株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番一六号	サンキ・ウエル介護センター 宇部市南浜町二丁目九番一五号	訪問介護	平成二三年、一、一、一
山口アポロ石油株式会社 宇部市西本町二丁目二番二六号	ドリムライファアポロサービスセンター 宇部市南浜町二丁目九番一五号	訪問介護	平成二三年、一、一、一
医療法人和同 三岐波二二九の三	宇部西クリニクス通所リハビリテーションセンター 波二八七の一	通所介護	平成二三年、一、一、一
医療法人光恵 防府市今市町二番一五号	光山医院デイケアセンター 防府市千日二丁目一八番二一	通所介護	平成二三年、一、一、一

山口県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関成

居宅介護支援事業者 主たる事務 所の所在地	居宅介護支援事業所 所在地	指定年月日
サンキ・ウエル株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番一六号	サンキ・ウエル介護センター 宇部市南浜町二丁目九番一五号	平成二三年、一、一、一
山口アポロ石油株式会社 宇部市西本町二丁目二番二六号	ドリムライファアポロ居宅介護支援事業所 〇部一八五八の三	平成二三年、一、一、一

山口県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関成

介護予防事業者 氏名又は 住所又は 主たる事務 所の所在地	介護予防事業所 所在地	事業の 種類	指定年月日
サンキ・ウエル株式会社 広島市西区商工センター六丁目一番一六号	サンキ・ウエル介護センター 宇部市南浜町二丁目九番一五号	介護予防訪問	平成二三年、一、一、一
山口アポロ石油株式会社 宇部市西本町二丁目二番二六号	ドリムライファアポロサービスセンター 宇部市南浜町二丁目九番一五号	介護予防訪問	平成二三年、一、一、一
医療法人和同 三岐波二二九の三	宇部西クリニクス通所リハビリテーションセンター 波二八七の一	介護予防通所	平成二三年、一、一、一
医療法人光恵 防府市今市町二番一五号	光山医院デイケアセンター 防府市千日二丁目一八番二一	介護予防通所	平成二三年、一、一、一

山口県告示第十五号

山口県卸売市場条例（昭和四十七年山口県条例第七号）第三十五条第二号の規定により、次のとおり業務の廃止の届出があった。

平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関成

登録番号	開設者の名称	開設者の住所	その他の卸売市場の名称	その他の卸売市場の所在地	廃止年月日
水開第二九号	山口県漁業協同組合	下関市伊崎町一丁目四番二四号	山口県漁協小串協同販売所	下関市豊浦町〇六の三	平成二三年、一、一、一

平成二十三年十二月十五日
 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 名 称 図書館に架ける橋
 代表者の氏名 三好 英一
 主たる事務所の所在地 光市室積四丁目二番一六号
 三 定款に記載された目的
 全ての国民、図書館サービスを受ける権利のある者、その範囲において、主にその

サービスを積極的に受けられない及び受けられない者に対して、図書館サービスを積極的に届ける業務を行い、老人ホーム、病院等の施設での図書館サービス利用が困難な場所への積極的なサービス提供を行い、司書不在の学校への図書室運営及びコンサルタント等のサービス提供に関する事業を行い、『知る権利』を持っているにもかかわらず、その権利を行使できない国民に対し可能な限りの図書館サービスを届けることにより、図書館が持つ教育機関としての『いつでも、どこでも、だれでも』を旨とするサービスを通じ、利用者の『知る権利』に対する意識を喚起し、社会的及び個人的な知的好奇心を満たす事に従事することに寄与すること。

(一三) 障害者自立支援法の規定に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定
 障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をしました。

平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関成

指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービス事業を行う事業所	障害福祉サービスの種類	指定年月日
合同会社ソレ	下関市幸町一三番二五号	あいサービス	居宅介護	平成二三、九、一
社会福祉法人 菊水会	大字下岡枝一〇六四	訪問介護ステーションに	護	九、一
有限会社 ヒューマンラ	宇部市上野中町一番一二号	有限会社 ヒューマンラ	護	八、一
有限会社 ヒューマンラ	宇部市上野中町一番一二号	有限会社 ヒューマンラ	護	八、一

株式会社ホームヘルパーさくら	一丁目三番五号	さくら訪問介護ステーション	訪問介護	一丁目三番五号
サンキ・ウエ社	広島市西区工センター一丁目一番一六号	サンキ・ウエセンター小郡	訪問介護	山口市小郡下郷二一七の一
株式会社福祉の郷	山陽小野田市大字有帆一四九三	訪問介護事業所いこい	訪問介護	山陽小野田市大字有帆一四九三
社会福祉法人山口県盲人福祉協会	下関市関西町一番一〇号	身体障害者居宅サービス事業所・風	同行援護	下関市大字永田郷四四〇の三
株式会社ハートランド	浜町二丁目二〇番一七号	ヘルパーズステーション	訪問介護	浜町一丁目二〇番一〇号
医療法人松永会	浜町二番五号	アイユウヘルプサービス事業部	訪問介護	長府金屋浜町一番五号
豊関介護サービス株式会社	中央町五番一〇号	豊関介護サービス株式会社	訪問介護	山田中央町五番一〇号
社会福祉法人松美会	彦島迫三丁目一七番二号	アイユウヘルプサービス	訪問介護	彦島迫三丁目一七番二号

平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

指定相談支援事業者 名 称	主たる事務所 の所在地	相談支援事業所 名 称	所在地	指定年月日
社会福祉法人 りがくえん	山口市鑄銭司八 一二の一	パワーストーン るり	山口市鑄銭司八 一二の一	平成二三、 一〇、 一

(二六) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出は、平成二十四年一月十三日から同年五月十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 二トリ山口店
所在地 山口市神田町六八三の一
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
コープサービス株式会社 山口市大内御堀四〇〇三 武永 清實
- 三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗の名称	(仮称)二トリ山口店	二トリ山口店

- 四 届出年月日
平成二十三年十二月二十七日
- 五 変更年月日
平成二十二年七月十六日

(二七) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十三年八月二十三日山口県公告(二六四)に係る大規模小売店舗について次のとおり下松市から意見を聴きました。
当該意見は、平成二十四年一月十三日から同年二月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び下松市経済部産業観光課において公衆の縦覧に供します。
平成二十四年一月十三日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 サンリブ下松
所在地 下松市南花岡六丁目八番一号
- 二 意見の概要
特に配慮を求める事項はない。

平成二十四年一月十三日印刷

発行人所

山口県知事庁